

(若手起業家支援事業連携用)
平成30年度
ひょうごチャレンジ起業支援貸付
公募要領

「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」は、有望なビジネスプランを有し、兵庫県内において起業にチャレンジする方を資金面で支援するための無利子貸付制度です。

若手起業家支援事業と同時申請が可能ですので、助成金申請における自己負担部分も含めた事業実施に必要な経費について貸付金を申請することができます。

ご利用に際しては、当公募要領をご熟読の上、受付期間内に「申請書」を「若手起業家支援事業・事業計画申請書」等とともに（公財）ひょうご産業活性化センターにご提出ください。必要書類を不備なくご提出いただくために、できるだけ事前にご相談ください。

〈受付期間〉

平成30年4月16日（月）～7月12日（木）〈最終日16時必着〉

〈ご利用のポイント〉

- ① 長期間（10年間）の無利子貸付です。
- ② ご返済は3年据置、半年毎（14回）の均等返済です。
- ③ 貸付日以降の1年以内に支出する設備資金・運転資金にご利用いただけます。
- ④ 貸付限度額は500万円。
- ⑤ センターが貸付対象として認めた必要経費（助成金対象経費以外も可）の70%が上限。
- ⑥ 代表者の保証のみで申請していただけます。保証料も不要です。

(公財) ひょうご産業活性化センター
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4
神戸市産業振興センター2階
TEL. 078-977-9075/FAX. 078-977-9112

§ 1	制度の概要	．．．．．	．．	P 1
§ 2	審査	．．．．．		P 2
§ 3	契約・資金交付	．．．．．		P 2
§ 4	貸付申請	．．．．．		P 3～P 4
§ 5	別表			
	□ 必要書類一覧	．．．．．		P 5
§ 6	申請様式			
	□ 貸付申請書（様式第1号の6）	．．．．．		P 6～P 7
	□ 個人情報の取り扱いに関する同意書（申請者・連帯保証人兼用）（様式第1号の7）			．．． P 8
	□ 資金調達計画書（創業予定者、決算期を2期迎えてない事業者用）（様式第1号の8）			．．． P 9
§ 7	記載例			
	□ 貸付申請書（様式第1号の6）	．．．．．		P 10～P 11

§ 1 制度の概要

(1) 貸付対象者等

貸付対象者	平成 30 年 4 月 1 日時点で満 35 歳未満、かつ、兵庫県内に活動拠点を置いて（平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月末までに）起業にチャレンジする（初めて事業を営む）代表者（実質的な経営者）で、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが実施する「平成 30 年度若手起業家支援事業(助成事業)」に申込みをする企業等に限る。 <u>(ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く。)</u>
貸付対象分野	若手起業家支援事業ビジネスプラン募集要項に定める事業及び業種とする。

(2) 申込み方法

公募要領をご熟読の上、若手起業家支援事業助成金へのお申込みと同時に申込みください。

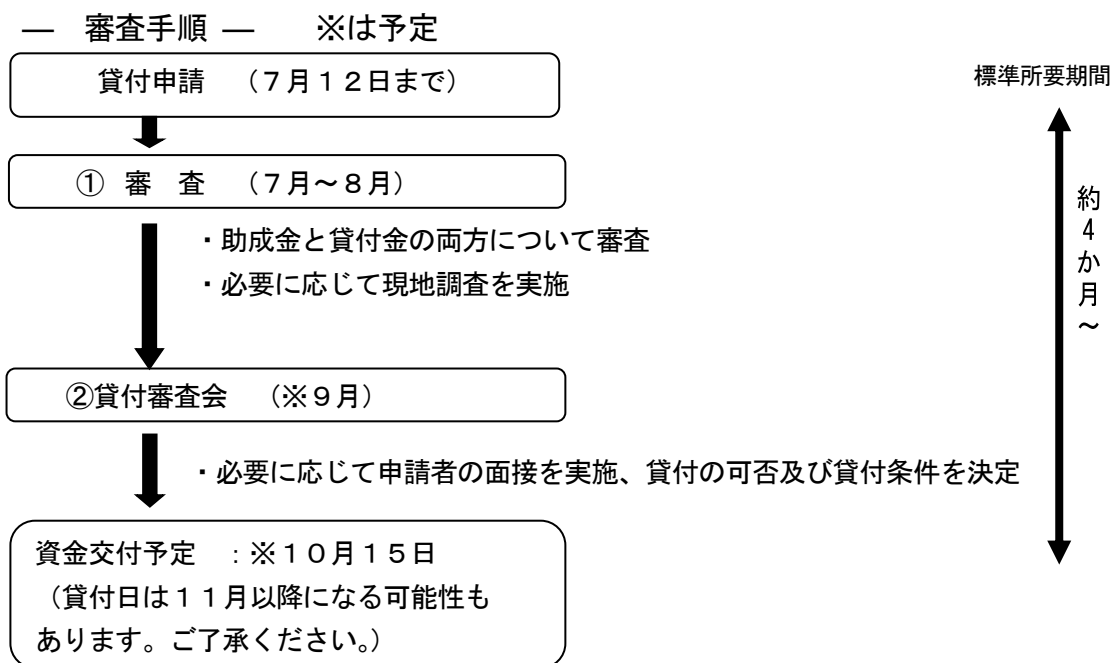
(3) 貸付条件

貸付限度額	500万円（貸付額は10万単位、最低金額は100万円）
貸付割合	センターが貸付対象として認めた必要経費の70%以内 または貸付限度額の低い方が貸付額の上限
貸付利率	無利子
貸付期間	10年以内（うち3年据置）、半年毎（14回）の均等返済
資金使途	貸付日以降の1年以内に支出する運転資金・設備資金 (助成金対象経費以外も認められます)
連帯保証人	法人の場合：原則として代表者保証のみ 個人事業主の場合：連帯保証人は不要
留意事項	貸付の可否は貸付審査会で決定します。 また、審査状況により貸付条件が付加される場合があります。

§ 2 審査

審査は以下の手順で行われます。審査状況により、必ず希望額が貸付けされるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。 ※ 審査の結果は文書で通知します。

なお、審査内容及び貸付審査会における貸付可否の内容に対するお問合せには一切お答えできませんのでご了承ください。



§ 3 契約・資金交付

(1) 金銭消費貸借契約

確定日付を付与した金銭消費貸借契約を締結することとし、確定日付料・収入印紙代に要する費用は申請者のご負担となります。

(2) 資金交付

必要資金の見積書等を確認したうえで貸し付けしますが、後日（貸付実行日から1年以内）に支払済の確証（振込金受取書・領収書等）を提出して頂きます。

貸付金の目的外使用（旧債務の返済等）、借主の償還能力の著しい変化、その他貸付条件の違反等の事情が発生した場合には、貸付金の一部または全部の返済を求めることがあります。

§ 4 貸付申請

1 申請手続

(1) 受付期間 平成30年4月16日(月)～7月12日(木)最終日16時必着

(2) 提出書類

同時に応募の若手起業家支援事業の書類の他に、次の書類が必要になります。

<申請時>

●法人・個人事業主共通

- ① ひょうごチャレンジ起業支援貸付申請書(様式第1号の6)
- ② 個人情報の取り扱いに関する同意書(申請者・連帯保証人兼用)(様式第1号の7)
- ③ 資金使途の確認書類
(購入物件等の見積書の写し、カタログ又は図面、委託費・外注費の見積書等の写し)
- ④ 資金調達計画書(様式第1号の8)「創業予定者、決算期を2期迎えてない事業者の場合」

●法人のみ

- ① 直近の決算書(勘定科目明細書・法人事業概況説明書を含む、税務署印のあるもの)の写し※
起業間もない場合、決算期を迎えている分
- ② 履歴事項全部証明書(原本)
- ③ 連帯保証人(代表者)の所得の分かるもの(源泉徴収票等の写し)
- ④ 連帯保証人(代表者)本人であることが確認できる書類(運転免許証等)

●個人事業主のみ

- ① 直近の青色申告決算書(収支内訳書を含む、税務署印のあるもの)の写し※起業間もない場合、決算期を迎えている分
- ② 申請者本人であることが確認できる書類(運転免許証等)

<貸付内定後必要となる書類>

●法人・個人事業主共通

- ① 連帯保証人の固定資産評価額の方のもの(固定資産納税通知書などの写し)
「不動産を所有している場合」
- ② 自己資金の確認資料(預金通帳等の写し)
- ③ 許可、認可、免許、登録又は届出等が必要な企業は許可書等の写し
- ④ 補助金交付申請・決定書の写し「国・地方公共団体の補助制度を併用する場合」
- ⑤ 勤務証明書(様式第1号の9)「新規開業の場合」
- ⑥ 印鑑証明書等の公的証明書

※上記貸付内定後に必要となる書類の提出時期は、当センターよりご連絡いたします。
また、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

(3) 提出先

(公財) ひょうご産業活性化センターへ持参または郵送により提出してください(締切厳守)。
提出書類の確認のため、できるだけ早めにご持参ください。



[申請・問合せ先]

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 投資育成課
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-8-4
神戸市産業振興センター 2階
TEL:078-977-9075 FAX:078-977-9112

2 留意事項

- (1) お預かりした貸付申請書及び添付書類は適正に管理いたしますが、返却はいたしません。
- (2) 審査内容及び貸付審査会における貸付可否の内容に対するお問合せには一切お答えできませんのでご了承ください。
- (3) 貸付を決定した事業者名や事業計画概要は、公開する場合があります。
- (4) 事業実施状況や資金使途を明確にするため、経理その他の事務は的確に遂行し、日々の取引を正確に帳簿に記録してください。事業実施や資金使途が確認できない場合、貸付額が減額されることがあります。後日、資金使途の確認書類(振込金受取書・領収書、口座の出入明細等)を徴求いたします。
- (5) 貸付金の目的外使用、不適切な貸付申請、借り主の償還能力の著しい変化、その他貸付条件への違反等の事情が発生した場合には、貸付決定の取消しや、既に貸付けした資金の一部または全部の返済を求めることがあります。
- (6) 貸付期間内は、経営状況や申請事業の成果を把握するため、決算書の提出や事業状況の報告が必要ですのでご了承ください。

別表

～・～・～・～ 必要書類一覧 ～・～・～・～

チェック欄	法人	個人事業主	「申請時」必要書類〈各1部〉
<input type="checkbox"/>	●	●	若手起業家支援事業 応募書式一式（事業計画申請書・事業計画書等）
<input type="checkbox"/>	●	●	ひょうごチャレンジ起業支援貸付申請書(様式第1号の6)
<input type="checkbox"/>	●	●	個人情報の取り扱いに関する同意書〈申請者・連帯保証人兼用〉(様式第1号の7)
<input type="checkbox"/>	●	●	資金使途の確認書類（購入物件等の見積書の写し、カタログ又は図面、委託費(外注費)の見積書等の写し)
<input type="checkbox"/>	●	●	資金調達計画書(様式第1号の8)「創業予定者、決算期を2期迎えてない事業者の場合」
<input type="checkbox"/>	●		直近の決算書(勘定科目明細書・法人事業概況説明書を含む、税務署印のあるもの)の写し
<input type="checkbox"/>	●		履歴事項全部証明書(原本)
<input type="checkbox"/>	●		連帯保証人(代表者)の所得の分かるもの(源泉徴収票等の写し)
<input type="checkbox"/>	●		連帯保証人(代表者)本人であることが確認できる書類(運転免許証等)
<input type="checkbox"/>		●	直近の青色申告決算書(収支内訳書を含む、税務署印のあるもの)の写し 「個人事業主の場合」
<input type="checkbox"/>		●	申請者本人であることが確認できる書類(運転免許証等)

申請書は下記のサイトでダウンロードすることができます。
<http://web.hyogo-ic.ne.jp/kigyo/challengekasituke-wakate>